

第5回 赤穂海浜公園 管理運営協議会

日 時：令和4年7月11日（月）14:00～16:00

場 所：赤穂海浜公園オートキャンプ場会議室

次 第

- 1 開会挨拶

- 2 赤穂海浜公園管理運営協議会について
 - (1) 管理運営協議会開催要綱の変更 (資料1)

 - (2) 第4回協議会での意見等
議事録の公表 (参考資料1)

- 3 議 事
 - (1) 赤穂海浜公園魅力アップ計画と兵庫県立赤穂海浜公園
リノベーション計画との統合について (資料2)

 - (2) 第4回協議会までの意見及びその対応について (資料3)

 - (3) 広報、情報発信の強化
第2回協議会で提案した広報の実施状況と今後の対応 (資料4)

 - (4) 地域や企業・団体、大学等との連携強化
イベント募集状況報告（再掲） (資料5)

- 4 その他
 - (1) 県立都市公園のあり方検討会及び赤穂海浜公園部会について (資料6)

 - (2) 施設整備実施状況等について (資料7)
 - ①休憩所の整備
 - ②水遊び場（幼児等の暑熱対策）の設計方針
 - ③路面サインの整備

 - (3) 次回開催について
2月頃開催予定
※あり方検討会赤穂海浜公園部会の開催状況を見ながら調整

第5回 赤穂海浜公園管理運営協議会 出席者名簿

令和4年7月11日(月)

赤穂海浜公園オートキャンプ場 大会議室(キャンパズルーム)

区分	所属等	氏名	出欠
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	出席
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	出席
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	出席
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	角岡 一頼	出席
	尾崎地区連合自治会 会長	浜野 好正	出席
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	出席
	赤穂観光協会 事務局長	梅本 邦夫	出席
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	出席
指定管理者	(公財)兵庫県園芸・公園 協会 総務部長	中谷 光孝	出席
行政機関 (赤穂市)	産業振興部長	明石 一成	出席
	教育委員会 教育次長	高見 博之	出席
行政機関 (兵庫県)	まちづくり部 参事兼公園緑地課 課長	北村 智頭	出席
	西播磨県民局 光都土木事務所 所長	荒谷 一平	出席

事務局

指定管理者	赤穂海浜公園管理事務所 所長	金澤 満章	出席
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	荻野 直哉	出席
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	圓見 文明	出席
	赤穂海浜公園管理事務所	尼崎 佳三	出席
	赤穂海浜公園管理事務所 課長	兒嶋 稔	出席
西播磨県民局 光都土木事務所	管理課 課長	小原 孝彦	出席
	港湾課 課長	佐藤 潤子	出席
	港湾課 課長補佐	大谷 朝俊	出席
	港湾課 職員	井上 晃一	出席

赤穂海浜公園管理運営協議会開催要綱

1 目 的

「赤穂海浜公園リノベーション魅力アップ計画」の方針アクションプランの1つである「多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり」の取り組みとして、本公園の活性化を目的とした管理運営のあり方等について広く意見を聴く検討するため、有識者、地元住民、関係機関等からなる赤穂海浜公園管理運営協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 「リノベーション魅力アップ計画」アクションプランの課題のうち、地域や企業・団体、大学等との連携の強化について。
- (2) 「リノベーション魅力アップ計画」アクションプランの（1）以外の課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- ~~(3) 「魅力アップ計画」で今後の検討課題と位置づけている課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。~~
- (3-4) その他、協議会において検討が必要と認めたもの。

3 運 営

- (1) 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 協議会には、構成員の互選により会長をおく。
- (3) 協議会は、会長が招集する。
- (4) 構成員はやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。
- (6) 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

4 任 期

- (1) 構成員の任期は令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。
- (3) 構成員がやむを得ない理由により任期の途中で辞任する場合、会長は欠員の対応について必要な調整を行う。

5 庶 務

協議会の庶務は、県立赤穂海浜公園管理事務所において処理する。

6 補 足

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

赤穂海浜公園管理運営協議会構成員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	公園マネジメント
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	自然環境
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	保健教育
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	角岡 一頼	
	尾崎地区連合自治会 会長	<u>浜野 好正</u>	
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	子育て支援団体
	赤穂観光協会 事務局長	梅本 邦夫	
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	
指定管理者	(公財) 兵庫県園芸・公園協会 総務部長	中谷 光孝	
行政機関 (赤穂市)	産業振興部長	明石 一成	
	教育委員会 教育次長	<u>高見 博之</u>	
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局公園緑地課 課長	北村 智顕	
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	荒谷 一平	
(計13名)			

※ _____部 R3.4.1からの変更箇所

赤穂海浜公園管理運営協議会開催要綱

1 目 的

「赤穂海浜公園リノベーション計画」の方針の1つとして、本公園の活性化を目的とした管理運営のあり方等について広く意見を聴くため、有識者、地元住民、関係機関等からなる赤穂海浜公園管理運営協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 「リノベーション計画」の課題のうち、地域や企業・団体、大学等との連携の強化について。
- (2) 「リノベーション計画」の（1）以外の課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (3) その他、協議会において検討が必要と認めたもの。

3 運 営

- (1) 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 協議会には、構成員の互選により会長をおく。
- (3) 協議会は、会長が招集する。
- (4) 構成員はやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。
- (6) 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

4 任 期

- (1) 構成員の任期は令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。
- (3) 構成員がやむを得ない理由により任期の途中で辞任する場合、会長は欠員の対応について必要な調整を行う。

5 庶 務

協議会の庶務は、県立赤穂海浜公園管理事務所において処理する。

6 補 足

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

赤穂海浜公園管理運営協議会構成員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	公園マネジメント
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	自然環境
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	保健教育
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	角岡 一頼	
	尾崎地区連合自治会 会長	浜野 好正	
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	子育て支援団体
	赤穂観光協会 事務局長	梅本 邦夫	
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	
指定管理者	(公財) 兵庫県園芸・公園協会 総務部長	中谷 光孝	
行政機関 (赤穂市)	産業振興部長	明石 一成	
	教育委員会 教育次長	高見 博之	
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局公園緑地課 課長	北村 智顕	
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	荒谷 一平	
(計13名)			

※ _____部 R3.4.1からの変更箇所

赤穂海浜公園 魅力アップ計画と リノベーション計画の 統合について

第5回 管理運営協議会

令和4年7月11日

<本頁は前回協議会で説明> | 魅力アップ計画とリノベーション計画の統合について

- ①赤穂海浜公園に2つ目の計画が出来たこと
 - ②魅力アップ計画の整備に関わる取組が最終年度なこと
- 上記の2点を踏まえ、魅力アップ計画のうち来年度以降も継続する施策をリノベーション計画に引き継ぎ、魅力アップ計画は発展的に廃止したい。⇒**今後はリノベーション計画に基づき、整備・管理運営等を進める。**

魅力アップ計画
(光都土木事務所がH31.3策定)

リノベーション計画
(公園緑地課がR3.3策定)

リノベーション計画
(魅力アップ計画を統合) : R4~

<経緯>
30周年記念式典での住民の方々の公園に対する意見を受け、更なる利用促進・集客増を図る事を目的に策定



<経緯>
「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」に基づくアクションプランとして、全ての県立都市公園で策定

<計画期間>
中期 : R3~R7
長期 : R3~R12



<魅力アップ計画を引き継ぐ内容>

- ①整備に関わる内容
 - ・水遊びができる環境の充実
 - ・塩の国の老朽化対策・維持修繕 等
- ②管理運営に関わる内容
 - ・多様な主体との連携の仕組み・場づくり
 - ・広報・情報発信の強化 等

<管理運営協議会の位置づけ>
◎これまでと同様、「地域や企業・団体、大学等との連携の強化」等について、議論をいただきたい。
・管理運営協議会開催要綱の一部を改訂する予定

(計画統合までの、今後の進め方)

作業内容		令和3年度	令和4年度											適用					
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3				
計画(案)の確認等	協議会	●進め方の確認 (前回協議会)					●統合項目の確認 (今回協議会)												
計画(案)作成	事務局																		

今後、計画の体裁等を整えた上で、計画策定時間関係者の了解も得て統合を完了させる。

魅力アップ計画の内容・進捗状況 (R1～R3)

■整備に関わる取り組み		赤字：魅力アップ計画で完了していない内容				
		R1	R2	R3	R4～	状況
(1) 年代ターゲットを考慮した遊び場の整備						
	・未就園児向け遊び場の整備		■	■		完了
	・芝生の山の整備	■				完了
	・既存の木製遊具の老朽化対策・更新	■			■	完了
(2) 水遊びができる環境の充実						
	・水遊び場の整備		■	■		整備中
	・風のpromenadeの清掃等	■			■	保留*
(3) 休憩所やベンチの増設						
(4) サイン、路面標示等の充実による健康運動の促進						
(5) 電源、水道等のインフラの整備						
(6) 塩の国における施設の老朽化対策や維持修繕						

■管理運営に関わる取り組み

- (7) 多様な主体との連携の仕組み作り、場づくり
- (8) 広報、情報発信の強化
- (9) 地域や企業・団体、大学等との連携強化
- (10) 「塩の国」の活性化

■今後の検討課題

- (11) 県民の森の活用（過密・生息不良木の伐採、植物の情報発信、自然観察会・プレーパーク等での活用）
- (12) 飲食・物販等のサービス検討（喫茶店・売店・自販機の営業時間・メニュー等見直し）
- (13) 塩の国における枝条架の更新・再整備
- (14) 駐車料金の見直し、開園時間の延長
- (15) 有料遊戯施設（タテホわくわくランド）のあり方検討

※魅力アップ計画で対応が完了していないもの、管理運営に関わる取り組み、今後の検討課題は、リノベーション計画に引き継ぐ。
 ※本管理運営協議会では、引き続き、管理運営に関わる取り組み（参画と協働、情報発信 等）について検討をお願いしたい。

現 リノベーション計画の概要 (R3～)

薄赤着色部は、社会情勢の変化等に対応して新しく導入された考え方になる。
 魅力アップ計画は、赤点線囲みの白地部分の項目内に統合していく。

キーワード	施設名	方針	対応（○ハード、■ソフト）
赤穂の塩観光	塩の国（市の施設）	機能更新	■観光拠点の一つとして、市や周辺観光施設と連携した体験プログラムや観光ツアーの開発
子育て観光	遊具（わんぱく広場）	機能更新	○アスレチック遊具の修繕 ○幼児が遊べる遊具の整備 ○日陰となる四阿等の整備 ○夏の暑い際に水遊びが出来る水遊び場の整備
	わくわくランド 広場等（赤穂広場、青空広場、自由広場、四季の広場、赤湖、白湖）	新規施設導入（民間活力導入）	○維持管理に負担の大きい観覧車の撤去 ○観覧車跡地や自由広場を活用し、赤穂産塩や牡蠣なども楽しめるグランピング施設の整備 ■園内広場や湖、近隣の海水浴場を活用し、カヤックやビーチバレー等のマリン・ビーチアクティビティの展開 ○海岸との自由な行き来を確保するため、海岸側の柵等の一部撤去の検討
観光	オートキャンプ場	機能維持・保全	■現在も実施している冬場の牡蠣キャンプなど、平日や冬ならではのアクティビティのさらなる充実
その他	テニスコート	機能維持・保全	○クラブハウス等の老朽化施設の計画的な修繕
	駐車場	機能更新	■社会実験として駐車場の無料化の実施
	県民の森	機能維持・保全	○■植物の調査及び樹木の間伐等適切な維持管理の実施 ■環境学習やプレーパーク等の環境整備
	赤湖（塩生植物）	機能維持・保全	■植物の調査及び環境学習プログラムや解説の充実
管理運営	管理運営協議会		■公園使用の手続きの簡素化等の検討
社会情勢変化への対応	（ポストコロナ） ○■「3密」回避できるセルフクリエーションの推進（健康づくりや環境学習等の仕組みづくりを検討） ○■公園内外のマイクロツーリズムの展開（市や関係機関等との連携による、日本遺産の「赤穂の塩」等の地域資源を活かした取り組みの実施） ■リモートワークの推進（グランピングやマリンスポーツ等と連携したワーケーションの場としての活用） （グリーンインフラ） ○施設の修繕・新規整備の際は、透水性舗装化等の貯留・浸透機能を有効に活用		

リノベーション計画への統合（1）

黒字：現リノベーション計画のアクションプラン
赤字：新リノベーション計画へ統合する魅力アップ計画内容

キーワード	施設名	対応（○ハード、■ソフト）	
赤穂の塩観光	塩の国 (市の施設)	機能の更新 ■観光拠点の一つとして、市や周辺観光施設と連携した体験プログラムや観光ツアーの開発 ○老朽化した製塩体験施設等の更新	(10)「塩の国」の活性化 (13) 枝条架等の更新・再整備
子育て観光	遊具（わんぱく広場）	機能の更新 ○アスレチック遊具の修繕 ○幼児が遊べる遊具の整備 ○日陰となる四阿等の整備 ○夏の暑い際に水遊びが出来る水遊び場の整備	(2) 水遊び場（暑熱対策）の整備
	わくわくランド 公園全体 広場等（赤穂広場、青空広場、自由広場、四季の広場、赤湖、白湖、主要園路、風のpromナード）	立地環境を活かしたリノベーションと、その一環となる新規施設導入（民間活力導入） ○千種川、唐船海岸や御崎漁港とも連携する開かれた公園の計画・整備 ○維持管理に負担の大きい観覧車の撤去 ○観覧車跡地や自由広場を活用し、赤穂産塩や牡蠣なども楽しめるグランピング施設の整備 ■園内広場や湖、近隣の海水浴場を活用し、カヤックやビーチバレー等のマリンスポーツの展開（喫茶パルコの営業時間検討） ○海岸との自由な行き来を確保するため、海岸側の柵等の一部撤去の検討 ○風のpromナードの清掃・修繕、周辺で日除けベンチ等を増設 ○主要園路沿いの木陰等に、ウォーキング利用者が休憩出来るベンチ等を増設 ○園内に、移動店舗（キッチンカー等）用の電源設備等を増設	(2) 水遊び場（暑熱対策）の整備 (3) 休憩所やベンチの増設 (5) 電源、水道等のインフラの整備 (12) 飲食・物販等のサービス検討 (15) 有料遊戯施設のあり方検討
観光	オートキャンプ場	機能の維持・保全 ■現在も実施している冬場の牡蠣キャンプなど、平日や冬ならではのアクティビティのさらなる充実	
その他	テニスコート	機能の維持・保全 ○クラブハウス等の老朽化施設の計画的な修繕	
	駐車場	機能の更新 ■社会実験として駐車場の無料化の実施、公園の開園時間延長を検討	(14) 駐車料金の見直し、開園時間の延長
	県民の森	機能の維持・保全 ○■植物の調査及び樹木の間伐等適切な維持管理の実施 ■環境学習やプレーパーク等の環境整備	(11) 県民の森の活用
	赤湖（塩生植物）	機能の維持・保全 ■植物の調査及び環境学習プログラムや解説の充実	(7) 多様な主体との連携の仕組み作り、場づくり (8) 広報、情報発信の強化 (9) 地域や企業・団体、大学等との連携強化
管理運営	管理運営協議会	■公園使用の手続きの簡素化等の検討 ■地域や企業、団体、大学等との連携の強化 ■広報・情報発信の強化	

リノベーション計画への統合（2）

黒字：現リノベーション計画のアクションプラン
赤字：新リノベーション計画へ統合する魅力アップ計画内容

キーワード	施設名	対応（○ハード、■ソフト）	スケジュール		
			短期 (~R8.3)	中期 (~R13.3)	長期 (R13.3~)
赤穂の塩観光	塩の国 (市の施設)	■観光拠点の一つとして、市や周辺観光施設と連携した体験プログラムや観光ツアーの開発 ○老朽化した製塩体験施設等の更新	■	■	■
子育て観光	遊具（わんぱく広場）	○アスレチック遊具の修繕	R3 完	■	
		○幼児が遊べる遊具の整備	R2 完	■	
		○日陰となる四阿等の整備	●基 完	■	
		○夏の暑い際に水遊びが出来る水遊び場の整備	■	■	■
	公園全体 (主に) わくわくランド 広場等（赤穂広場、青空広場、自由広場、四季の広場、赤湖、白湖、主要園路、風のpromナード）	○千種川、唐船海岸や御崎漁港とも連携する開かれた公園の計画・整備	■	■	■
		○維持管理に負担の大きい観覧車の撤去	R3 完		
		○観覧車跡地や自由広場を活用し、赤穂産塩や牡蠣なども楽しめるグランピング施設の整備	■		
		■園内広場や湖、近隣の海水浴場を活用し、カヤックやビーチバレー等のマリンスポーツの展開（喫茶パルコの営業時間検討）	* 1	■	■
○海岸との自由な行き来を確保するため、海岸側の柵等の一部撤去の検討	■				
○風のpromナードの清掃・修繕、周辺で日除けベンチ等を増設	* 2	■			
○主要園路沿いの木陰等に、ウォーキング利用者が休憩出来るベンチ等を増設	■	■			
○園内に、移動店舗（キッチンカー等）用の電源設備等を増設	* 1	■	■		

- * 1 喫茶パルコの営業時間検討と園内移動店舗用の電源設備増設については、別途導入を検討している民間活力の活用状況を踏まえて、短期で整備方針を決定し、短期～中期で対策を進める。
- * 2 風のpromナードの清掃・修繕については、別途整備を検討している大型遊具の構造・配置等を踏まえて、短期で整備方針を決定し、短期～中期で対策を進める。

リノベーション計画への統合（3）

黒字：現リノベーション計画のアクションプラン
赤字：新リノベーション計画へ統合する魅力アップ計画内容

キーワード	施設名	対応（○ハード、■ソフト）	スケジュール		
			短期 （～R8.3）	中期 （～R13.3）	長期 （R13.3～）
観光	オートキャンプ場	■現在も実施している冬場の牡蠣キャンプなど、平日や冬ならではのアクティビティのさらなる充実	■		
その他	テニスコート	○クラブハウス等の老朽化施設の計画的な修繕	■	■	■
	駐車場	■社会実験として駐車場の無料化の実施、公園の開園時間延長を検討	R3社会実験 * 1	■	
	県民の森	○■植物の調査及び樹木の間伐等適切な維持管理の実施 ■環境学習やプレーパーク等の環境整備	■	■	■
	赤湖（塩生植物）	■植物の調査及び環境学習プログラムや解説の充実	■	■	■
管理運営	管理運営協議会	■公園使用の手続きの簡素化等の検討 ■地域や企業、団体、大学等との連携の強化 ■広報・情報発信の強化	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■

* 1 駐車場の無料化・開園時間延長は、民間によるパークマネジメントの導入に合わせて今後の対応について検討する。

赤穂海浜公園管理運営協議会の役割

黒字：現リノベーション計画のアクションプラン
赤字：新リノベーション計画へ統合する魅力アップ計画内容

管理運営協議会で議論いただいている魅力アップ計画の内容

- 管理運営に関わる取り組み
- (7) 多様な主体との連携の仕組み作り、場づくり
- (8) 広報、情報発信の強化
- (9) 地域や企業・団体、大学等との連携強化
- (10) 「塩の国」の活性化

統合後のリノベーション計画について、管理運営協議会で議論いただく内容

キーワード	施設名	対応（○ハード、■ソフト）	スケジュール		
			短期 （～R8.3）	中期 （～R13.3）	長期 （R13.3～）
赤穂の塩 観光	塩の国 （市の施設）	■観光拠点の一つとして、市や周辺観光施設と連携した体験プログラムや観光ツアーの開発	■	■	■
管理運営	管理運営協議会	■公園使用の手続きの簡素化等の検討	■	■	■
		■地域や企業、団体、大学等との連携の強化	■	■	■
		■広報・情報発信の強化	■	■	■

(7)多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり ⇒ 管理運営協議会 に引継

- 複数の分野の方に参加いただいている本協議会の枠組みを継続

(8)広報、情報発信の強化 ⇒ ■広報情報発信の強化 に引継

- これまでご議論いただいている「広報・情報発信」について、引き続き議論いただく

(9)地域や企業・団体、大学等との連携強化 ⇒ ■地域や企業・団体、大学等との連携強化 に引継

- 自主イベントの誘致や、各種団体と連携する方法等について、引き続き議論いただく

(10)「塩の国」の活性化 ⇒ ■観光拠点の一つとして、市や周辺観光施設と連携した～

- 赤穂市が検討する塩の国の活性化策について、必要に応じて助言いただくとともに、広報・情報発信について、連携していく。

(1) 多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり

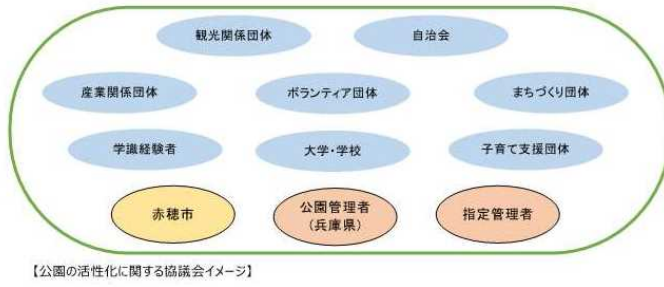
<考え方>

本公園の管理運営のあり方等について、協議するための仕組みや場をつくります。

指：指定管理者 民：市民、民間事業者等	県	指	市	民
主体となって進める機関				
協力・連携して進める機関				

<計画内容>

- ◆公園利用者、地域の団体や学校、民間事業者など、本公園に関わる方々の意見を聞きながら、公園が持つ資源や施設を有効に活用するための仕組みを整え、より多くの人々に利用してもらうための管理運営手法について検討するため、公園の活性化に関する協議会を設置します。
- ◆協議会のテーマとしては、公園や地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた調整、公園の利用ルール検討、まちづくり団体やボランティア団体等が実施するイベント等の誘致方策などが考えられます。



(2) 広報、情報発信の強化

<考え方>

本公園がもつ魅力を、ターゲットとする方々に確実に届けられるよう、多様な手法を用いた広報、情報発信を、より一層強化します。

(指：指定管理者)	県	指	市
主体となって進める機関			
協力・連携して進める機関			

<計画内容>

- ◆発信すべき情報の内容やターゲットを精査し、ポスターやチラシ、報道発表、ホームページ、動画・画像 SNS 等の多様な広報手段を適切に組み合わせながら、本公園の魅力を発信していきます。とくに、次の点に留意します。
- *主要なターゲットとして、姫路を含めた西播磨～備前地域の子育て世代を意識し、動画や SNS 等を通じた情報発信を強化します。また、赤穂子育てアンバサダー等と連携し、子育て世代の目線からきめ細やかな情報発信に努めます。
- *わくわくランドや塩の国など本公園の特徴的な資源について積極的に PR するとともに、海洋科学館や海水浴場の情報等も含めて「一日滞在できる観光公園」としての魅力を広げ発信します。
- *赤穂市や(一社)赤穂観光協会等と連携し、地域と一体となって情報発信を進めます。



動画 SNS による情報発信 (イメージ)



赤穂子育てアンバサダー等との連携 (イメージ)
写真：赤穂子育てアンバサダー Instagram より

(3) 地域や企業・団体、大学等との連携の強化

<考え方>

本公園では、現在も「市民の夕べ」やトライアスロン大会、マラソン大会、赤穂かきまつりなどで地域の様々な団体等に活用していただいておりますが、本公園が持つ資源やポテンシャルをより一層活用するため、多様な主体が本公園に目を向け、その活動の場としての可能性を見出し、イベント等に活用していただけるよう、公園側の受け入れ体制を整えとともに、幅広い団体等との連携を強化します。

指：指定管理者 民：市民、民間事業者等	県	指	市	民
主体となって進める機関				
協力・連携して進める機関				

<計画内容>

- ◆園内の広場や野外ステージ等の団体利用やイベント等での利用について、利用ルールや利用申請手続き、使用料、注意事項などを HP 等を通じてわかりやすく紹介します。
- ◆赤穂市内や近郊で子育て、環境学習、観光、地域振興などに取り組んでいる団体や、全国でアウトドアイベントを開催している企業等に対して、本公園の魅力を PR し、本公園を舞台とした主体的な活動の実施を働きかけます。これまでの本公園での実績や公園の資源等を踏まえて、とくに次のような団体等との連携を想定します。

連携先 (例)	想定される活動内容 (例)
地域の自治会、高齢者大学	昔遊び体験、自然体験等のイベントや教室
教育・医療・福祉などに関わる大学や専門学校	子どもたちへの遊び教室、大人向けの健康教室
赤穂市漁協	公園と唐船サンビーチの一体的な広報、海の朝市
近隣の学校等	環境学習の要素を取り入れたビーチ清掃活動
赤穂観光協会、赤穂商工会議所	地域の生産者や事業者の方の事業活動の場としての公園活用 (公園繁忙期の店舗出店)
アウトドアイベントを開催している企業	広域的な集客イベント、スポーツ大会

(4) 塩の国の活性化

<考え方>

塩の国は、赤穂市の歴史を語る上で欠かすことができない「塩づくり」を見学、体験でき、県内や近隣府県には例がない特徴的な施設です。これを活かした見学・体験プログラムなどの開発と積極的な PR に取り組むことで、より多くの人に「赤穂の塩」に親しんでいただけるようにします。

(指：指定管理者)	県	指	市
主体となって進める機関			
協力・連携して進める機関			

<計画内容>

- ◆市内の小学校の自然学校や校外学習などを対象として、「塩の国」の見学や塩づくり体験、塩田作業体験と、海洋科学館やその他の園内施設等をセットにしたプログラムを検討・開発します。
- ◆プログラムについては市内の小学校や周辺自治会等へ発信して利用を呼び起こし、参加した方々の意見を聞いて改良を行いません。
- ◆段階的に利用者の範囲を広げ、県内の学校向け、大人の団体向け、個人旅行者向けなどにも対応できるようにプログラム開発を進めるとともに、それに適した情報発信を進めます。



塩の国・釜屋での作業見学

写真：赤穂市



塩の国での塩づくり体験

写真：赤穂市

